

5 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、美術館、タワー美術館、旧井上房一郎邸、シネマテークたかさき、109シネマズ高崎、club FLEEZ といった文化・娯楽施設が多数立地しています。

また、市役所、高崎駅市民サービスセンター(パスポートセンター併設)、中央図書館、保健医療センター、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、高崎税務署、法務局(支局)、裁判所(支部)など、多くの公共公益施設があり、市民サービスの利便性が高く、中心市街地にコンパクトに集中しています。

【都市福利施設を整備する事業の必要性】

本市の中心市街地には、多くの公共公益施設等が集積していますが、群馬音楽センターや中央体育館などは老朽化し、質の高い音楽の提供や市民の健康増進活動に支障をきたしています。

群馬交響楽団の本拠地であるとともに、交通の要衝であり、市内外から利用が見込める新たな高崎文化芸術センターや新体育館は、群馬県随一の都市規模を誇る本市には必要な施設です。さらに、中心市街地に奇跡的に残った旧高崎競馬場の大規模な土地の上に群馬県コンベンション施設を整備することで新たな拠点が整備され、中心市街地全体に波及効果が浸透することが期待できます。

今後、北陸新幹線の金沢延伸が予定されていることから、高崎駅周辺の広域交通アクセスは飛躍的に向上します。本市の都市戦略として、広域圏からの交流人口を呼び込む施設である、高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設などの都市福利施設は、郊外部ではなく、高崎駅徒歩圏に整備することで、都市機能が集積した、コンパクトで賑わいと思いやりのあるまちづくりの実現を図る必要があります。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況や事業効果について、事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携し、検証や必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲 92 ページ参照				
【事業名】 新体育館建設事業 【内容】 新体育館の建設 2.2ha 【実施時期】 平成 24 年度～ 平成 28 年度	高崎市	老朽化した中央体育館を移転新築し、市民が利用しやすい施設・設備とすることで、市民スポーツの普及と振興を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 28 年度	
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 【内容】 エリアマネジメントの支援等 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 28 年度	高崎市	まちづくりの企画や起業家の支援、アートとのマッチング等により高崎の経済や文化を活性化させていく市民や企業から主体的に組織された団体や、コンベンション協会など、まちづくりの企画・提言・運営を行う組織に対し支援を行うことで本市の経済文化活動の発信拠点の形成を図る。この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）） 【実施時期】 平成 28 年度	

<p>【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業</p> <p>【内容】 コンベンション施設の整備</p> <p>10.8ha</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>群馬県</p>	<p>平成 16 年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、大規模な学術会議に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。</p> <p>整備により様々な催しを誘致することができるとともに、宿泊や飲食等、来場者による経済効果が期待できる。さらに、展示会、見本市などの開催を通じて、新たな経済需要を喚起して群馬県の経済の維持・発展を図る。</p> <p>この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（群馬県コンベンション地区））</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度</p>
--	------------	--	--

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4)国の支援措置のないその他の事業

該当なし